第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の６の２記載要領

［１～３　略］

４　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和３年旧措置法施行令」という。）第27条の12の４の２第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和３年旧措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［⑵・⑶　略］

［５～８　略］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十八　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第１項又は政令第21条第１項の規定

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の６の２記載要領

［１～３　同左］

４　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和３年旧措置法施行令」という。）第27条の12の４の２第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和３年旧措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［⑵・⑶　同左］

［５～８　同左］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第１項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第１項若しくは平成27年旧法人税法第58条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは平成27年旧政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［新設］